

岩手県監査委員告示第11号

監査結果の公表（平成30年岩手県監査委員告示第34号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年2月8日

岩手県監査委員 小野 共
岩手県監査委員 千葉 伝
岩手県監査委員 寺沢 剛
岩手県監査委員 沼田 由子

1(1) 監査対象機関名 県南広域振興局土木部北上土木センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年4月25日及び同月26日

イ 本監査実施日 平成30年6月15日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年8月7日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
県営住宅家賃及び県営住宅駐車場使用料の還付に当たり、著しく遅れて還付しているものが12件、292,645円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	還付の遅延を防止するため、毎月出力される帳票を確認し、当月中に還付手続を行うとともに、翌月、措置状況を複数人で確認することとした。

2(1) 監査対象機関名 県南広域振興局土木部遠野土木センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年4月26日

イ 本監査実施日 平成30年6月15日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年8月7日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務に係る入札保証金の還付に当たり、契約締結後相当期間経過してから還付しているものが1件、40,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	歳入歳出外現金出納簿を作成し、入札保証金の受払いを適切に管理することとした。

3(1) 監査対象機関名 県南広域振興局土木部一関土木センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年5月15日及び同月16日

イ 本監査実施日 平成30年6月20日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年8月7日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工事請負費に係る契約保証金の還付に当たり、完成検査後相当期間経過してから還付しているものが2件、5,032,800円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	工事請負費（精算払）の支出に当たり、支出伺いに契約保証金の有無を表示し、還付が必要か複数人で確認を徹底することとした。

4(1) 監査対象機関名 県南広域振興局土木部千厩土木センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成30年5月17日

イ 本監査実施日 平成30年6月19日

(3) 監査結果の公表の日 平成30年8月7日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
需用費の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してから支出しているものが1件、43,610円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	業務の進捗管理表を作成し、実施伺い、支出負担行為伺いの際に、進捗管理表を添付させることで、支払遅延の防止に努めることとした。